

広島県告示第二百八十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第四項において準用する生活保護法第五十条の二の規定によって、次のとおり指定介護機関の所在地を変更した旨の届出があった。

令和二年三月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
			新	旧	
株式会社CKKサポート	竹原市西野町一六一〇番地一	居宅介護支援事業所 隣ご縁 皆実	三原市皆実六丁目七番三二号	三原市皆実三丁目八番一三二号	令和元年八月二十七日
高垣デンキ産業株式会社	尾道市山波町七一六番地の八	こすもすめくる 尾道新高山店	尾道市山波町七一一番地八	尾道市新高山二丁目二六三一番一〇二号	平成三一年三月二一日
株式会社みのり	東広島市八本松南八丁目一三番九号	訪問看護ステーション みのり	東広島市八本松南一丁目一四番	東広島市八本松南一丁目一三番一〇四号	平成三一年四月二六日
医療法人ハートフル	廿日市市陽光台五丁目九番	デイサービスセンター ゆうゆうあまの	廿日市市串戸五丁目三番四号	廿日市市新宮一丁目一三番一号	平成三二年四月一日